

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボリビア	貧困農民支援に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H18.3.31まで	H18.3.7 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 側 ダビッド・チャヨケワシカ・セスぺデス 外務・宗務大臣	H18.3.17 141号
ボリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	コチャバンバ県灌漑施設改修計画を実施するために必要な 1. 灌漑施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	310,000千円 H19.3.31まで	H18.8.31 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 側 ダビッド・チャヨケワシカ・セスぺデス 外務・宗務大臣	H18.9.12 540号
ボリビア	医薬品供給センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	医薬品供給センター整備計画を実施するために必要な 1. 医薬品供給センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	761,000千円 H19.3.31まで	H18.8.31 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 側 ダビッド・チャヨケワシカ・セスぺデス 外務・宗務大臣	H18.9.12 541号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。